# 藍住町公共下水道普及促進対策助成金交付要綱

平成21年４月１日

（趣旨）

第１条　この要綱は、公共下水道の普及を促進し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全等の公共下水道の整備効果を早期に向上させるため、排水設備工事を実施した者に対し交付する公共下水道普及促進対策助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、藍住町公共下水道条例（平成20年藍住町条例第220号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 排水設備　下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第１項に規定する排水設備で、条例の定めるところにより設置するものをいう。

(2) 浄化槽　浄化槽法（昭和58年法律第43号）第２条第１号に規定する浄化槽をいう。

(3) 単独処理浄化槽　浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第２条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

（助成対象者）

第３条　助成金を受けることができる者は、排水設備の設置義務者であり、供用開始の日以降に、次条に定める工事を自ら負担して行う者とする。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、国又は地方公共団体は、対象としない。

３　第１項の規定にかかわらず、町税及び国民健康保険税、水道料金、下水道使用料、公共下水道受益者負担金等を滞納している者は、対象としない。

（対象工事）

第４条　助成金の交付の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事とする。

(1) くみ取便所を水洗便所に改造する工事又は単独処理浄化槽を廃止する工事と併せて行う排水設備工事

(2) 浄化槽を廃止する工事と併せて行う排水設備工事

（助成金の額）

第５条　町は、予算の範囲内で、対象工事費用（当該工事に伴って必要となる付帯工事費用を含む。）の全額又は次の表に定める限度額のいずれか少ない金額を助成金（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）として交付する。

| 工事の種類 | 限度額 |
|---|---|
| 前条第１号に規定する工事 | 40 万円 |
| 前条第２号に規定する工事 | 20 万円 |

２　第１項の金額は、徳島県下水道整備事業補助金交付要綱に基づく補助金が交付される期間のみ適用される。

（交付の申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公共下水道普及促進対策助成金交付申請書（様式第１号）を藍住町公共下水道条例施行規程（令和2年下水管規程第3号。以下「施行規程」という。）第５条第１項に規定する排水設備等(新設・増設・改築・変更)計画確認申請書とともに町長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第７条　町長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査してその可否を決定し、公共下水道普及促進対策助成金交付決定通知書（様式第２号）により助成金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に通知する。

（工事の実施）

第８条　交付決定者は、速やかに条例第６条第１項に規定する指定工事店に対象工事を施工させなければならない。

（工事完了の報告）

第９条　交付決定者は、前条に規定する対象工事が完了したときは、公共下水道普及促進対策助成金工事完了報告書（様式第３号）を施行規程第７条に規定する排水設備等工事完了兼使用開始届とともに町長に提出し、当該工事について町の検査を受けなければならない。

（助成金の額の確定等）

第１０条　町長は、前条の検査を行い、助成金の交付の決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、公共下水道普及促進対策助成金確定通知書（様式第４号）により交付決定者に通知する。

（助成金の交付）

第１１条　町長は、前条の助成金の額の確定後、公共下水道普及促進対策助成金請求書（様式第５号）により助成金を交付する。

（交付決定の変更等）

第１２条　交付決定者は、第７条に規定する交付決定の通知を受けた後に交付決定の内容等を変更又は中止若しくは廃止しようとするときは、公共下水道普及促進対策助成金交付決定変更申請書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査して変更の可否を決定し、公共下水道普及促進対策助成金交付決定変更通知書（様式第７号）により交付決定者に通知する。

（交付決定の取消し等）

第１３条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が取消しを必要と認めたとき。

２　町長は、前項の規定により助成金の全部又は一部について交付決定を取り消した場合において、既に交付した助成金があるときは、期限を定めてその助成金を返還させることができる。

（雑則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成24年１月４日）

（施行期日）

１　この要綱は、平成24年１月４日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、すでに交付の決定を受けている者については、供用開始の日からの経過日数にかかわらず、この要綱の第５条第１項表中の工事の期間が「供用開始の日から１年以内」に該当するものとして同表の金額を適用して交付の決定を受けたものとみなし、助成金の額を確定する。この場合において、確定した額とすでに交付された助成金の額とに差がある場合は、交付の決定を受けた者にその差額を交付する。

３　この要綱の施行の日以後、平成24年９月30日までに交付の申請を行う者については、供用開始の日からの経過日数にかかわらず、この要綱の第５条第１項表中の工事の期間が「供用開始の日から１年以内」に該当するものとして同表の金額を適用

する。

附　則（令和７年１２月１１日）

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年１２月１１日から施行し、令和７年４月１日以後に行う事業について適用する。